

新居浜市・別子山村合併協議会

第 3 回 会 議 録

平成14年6月3日(月) 13時から15時
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

新居浜市・別子山村合併協議会

第3回新居浜市・別子山村合併協議会会議録						
招集年月日	平成14年6月3日(月)					
招集の場所	新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年6月3日 午後1時					
議長	佐々木 龍					
議事録署名委員	堀田 正忠			山口 正一		
出席並びに 欠席委員 出席26名 欠席2名 凡例 出席 ×欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等
	会長	佐々木 龍		委員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委員	世良 賢克	
	委員	片上 孝光		委員	山口 正一	
	委員	飛鷹 榮太郎		委員	近藤 茂光	
	委員	藤田 若満		委員	水野 豊	
	委員	二ノ宮 定		委員	渡部 綏彦	
	委員	加藤 喜三男		委員	佐々木 義實	
	委員	和田 一夫		委員	酒井 富美子	
	委員	伊藤 萬木家		委員	青野 正	×
	委員	堀田 正忠		委員	福田 正広	
	委員	藤田 統惟		委員	仲村 悦子	
	委員	神野 幸雄		委員	筒井 衛	
	委員	石川 尚志		委員	鈴木 暉三弘	
委員	井上 清美	×	委員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算		事務局員	和田 仲吉	
	事務局次長	石田 敬司		事務局員	石井 公博	
	事務局員	寺村 伸治				
傍聴人	12名					
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第3回会議次第

日 時：平成14年6月3日（月）13時から15時

場 所：新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

(1) 報告

報告第 1号 新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替について

(2) 協議

協議第 9号 合併の期日について

協議第10号 地域審議会の設置の取扱いについて

協議第11号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第12号 農業委員会の委員の任期等の取扱いについて

協議第13号 地方税の取扱いについて

協議第14号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第15号 公共的団体（補助団体を含む）等の取扱いについて

協議第16号 事業費補助金等の取扱いについて

協議第17号 消防団の取扱いについて

協議第18号 慣行の取扱いについて

(3) その他

次回会議の開催日時について

5 閉 会

第3回 新居浜市・別子山村合併協議会

- 事務局 本日は、お忙しいなか、ご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、ただいまから第3回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。
本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。
なお、委員の皆様方の机の上に委員の交代がございましたので、新しい議員名簿と一部参考資料の議会議員の特例についての訂正がありましたので、差し替えをお願いいたします。
本日の出席委員は26名であります。本協議会規約第9条では、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができないと定めているところでありますが、2分の1以上の者が出席でございますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。
それでは、開会にあたりまして、新居浜市・別子山村合併協議会佐々木会長にご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
- 会長 こんにちは、本日は第3回の新居浜市・別子山村合併協議会をご案内申し上げましたところ、委員の皆様にはお忙しい中お集まりを頂きましてありがとうございます。
今日で第3回目ということで、具体的なご協議を頂くようになってまいりますので、十分にご審議を宜しく願い申し上げまして簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。
それではただいまから議事に入りたいと思います。これからの議事進行は佐々木会長にお願いをいたします。会長よろしくお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそくですが議事にはいらさせていただきます。
会議次第の3 会議録署名委員の指名についてですが、会議録の署名委員さんを2名選任させていただけたらと思います。
私の方から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。
- 委員 (「異議なし」の声)

会 長 ありがとうございます。それでは私の方から指名をさせていただきます。

新居浜市 堀田 正忠 委員さん 別子山村 山口 正一 委員さんに議事録署名委員をお願い申し上げます。

それでは次に会議次第4の議題の報告第1号 新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは失礼します。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

報告第1号 新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替についてご説明申し上げます。

お手元の会議資料1ページをお開きください。

新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替について
 新居浜市・別子山村合併協議会規約第7条第1項第2号に定める委員（両市村の議会の議長及び副議長）について、新居浜市の議会の議長及び副議長の辞職に伴い、新たに議長及び副議長が選任されたので、次のとおり、委員の委嘱及び解職を行いました。新しく委員になりました新居浜市議会議長の藤田若満議員、同じく新居浜市議会副議長の加藤喜三男議員に委嘱を行いました。また、新居浜市議会の前議長の山本健十郎委員 同じく前副議長の近藤司委員におかれましては解職を平成14年5月15日付で行いました。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から新居浜市・別子山村合併協議会委員の交替についての説明がございました。新居浜市議会議長及び副議長の交替に伴う委員の委嘱及び解職の報告ということでございますが、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

会 長 ありがとうございます。

それでは藤田議長及び加藤副議長に自己紹介をお願いいたしたいと思います。よろしくおねがいします。

藤田委員 5月15日付けで議会の議長になりました藤田若満です。宜しく願いいたします。

加藤委員 同じく、副議長に専任されました加藤でございます。

宜しく願いいたします。

会 長 また、これまで、所用で欠席されておられました新居浜市から選任されております新居浜市連合自治会長の佐々木義實委員さんのご紹介も併せてさせていただきます。

佐々木委員 こんにちは、佐々木です。新居浜市連合自治会です。宜しく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、協議第9号 合併の期日についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第9号 合併の期日についてご説明申し上げます。
会議資料の2ページをお開きください。
合併の期日についてでございますが、
合併の期日は、平成15年4月1日とする。

と提案いたしております。

参考資料の1ページの参考資料9 合併の期日をご覧ください。

市町村の合併に係る協議を始めてから、総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、市町村建設計画の作成や、その他市町村の合併に関する様々な協議事項の決定、合併関係市町村の議会や県議会の議決などが必要です。

合併の期日については、法律上の定めはなく、その関係する地方公共団体、つまり新居浜市と別子山村で協議を行い合意に達すれば決定できることとなっております。

合併の期日を平成15年4月1日といたしました理由は、

(1) 議員の任期の関係で

新居浜市議会が平成15年5月1日、また別子山村村議会が平成15年4月29日が任期満了日となっておりますこと

(2) 行政組織等の関係として

新年度から組織体制が確立され、効率的な行政運営が図れるとともに、年度区切りで住民サービスに支障をきたさない。

(3) 予算の関係

年度当初から合併後の市として予算執行が可能であり、早期に新市の建設計画に着手できる。

このようなことから、合併の目標期日は平成15年4月1日と提案いたしております。

以上です。

会 長

ただ今、協議第9号合併の期日について事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。なお、ご発言の際は、会議録作成の都合もごさいますのでお名前をいってから発言をしていただきますようお願いいたします。

委員(別子山村)

4、5点お伺いしたいのですが、

今、新市としてのメリットを説明されたのですが、4月1日に合併する別子山村のメリットは何があるのですか。

それと、事務の進捗状況が期間的には7月頃にはある程度固まってしまうと間に合わないと言う話も聞いているのですが、実際間に合うのかどうか。本来ならば任意の合併協議会で時間をかけて摺り合わせて法定の合併協議会で決めていくというものだと思うのですが、今回の合併については任意の協議会というのがもたれてなくて、14年1月11日、22日、2月の8日の準備会ですか、こういうのをやっただけで、あと法定の会で3回、あと全部で7回あるので、残り4回くらいで決められるものなのでしょうか。

4月1日合併のメリットとして、組織体制が確立され、効率的な行政運営が図れるというのですが、一部、県の資料などを見ますと、合併の事実が今まで153件ほどあるのですけれども、4月1日は40件ほどだと、4月1日に合併する注意点として年度替わりの事務が膨大になると、その他4点ほどですか、問題点があります。資料もあるのですが、その点についてどうなのか。

感情的な論に入ってはいけないのですが、別子山村の村政124年の歴史があるのですが、何ヶ月か、3ヶ月ぐらいの協議の中で別子山村が消滅してしまう。本当に、それが、果たしていいものなのか。

あと、宇摩の合併を蹴って新居浜市と合併すると村民が考えたのは、新居浜市と合併すると別子山村自体が発展するのではないかと願いを込めてしているのですが、今の段階で別子山村が今後どうなるのかということが、目に見えてこない。そういう点で村民が大変不安をもってます。私自体もこのような会に参加させて頂いて3回目なのですが、はっきり言って別子の方向付けがどうなのかわかりません。例えば、別子の学校が新居浜市と合併すれば廃校ではなくて、新居浜市から別子の山が好きな人は来てくれて、人数が増えるのではないかという期待が逆にあるのです。そういう点がどうなのか。発電所なども全国では珍しい自家発電をしているのですが、今は、自然環境、地球にやさしいと言われていまして、水力発電は環境に優しいものと思いますし、日本での例のないような発電所がどうなるのかとか、あと3ヶ月ぐらいでそれが詰められるかどうか。村民が納得して新居浜さんと合併して良かったという答えが

本当に後3ヶ月ぐらいで出せるのか、大変不安に思っております。

ということで、私としましては、先に日にちを決めてしまわないで、そういう協議を十分した上で村民が納得した上で、早く合併しましょうと、そういう時期を迎えて合併の期日を決定してもいいのではないかと思います。

慎重に期日については協議して頂きたいと思います。

会 長

ただいまの質問ですが、事務局からおねがいします。

事 務 局

まず、メリットですが、村の場合ですと、地方交付税等が非常に減少し、毎年のように厳しい財政状況に追い込まれている。そういった意味で、早く新居浜市と合併して頂いて、前年度の減少額ですと五千万と聞いておりますが、そのような情勢を打開する上で、15年の4月1日とすると、新市の計画に着手できると、早くから新居浜市と別子の新市の計画に着手ができるのではないかと、メリットとして思っております。

それと、職員にとっては、4月1日というのは委員（別子山村）さんのおっしゃられたとおり、非常に厳しい状況ですが、その中で住民にとっては年度替わりといった方が住民の皆様には迷惑をかけない、という点では住民の為の選択だと私どもは思っております。確かに、県とか、前回の資料でもご指摘の通り出納閉鎖がないとか、補助金とかの精算が非常に厳しいということではありますが、これは職員側の問題でございますので住民にとっては4月1日がメリットがあると思っております。

任意の合併協議会をよそはやっておりまして、私どもは準備会が3回、法定合併協議会が3回目ですが、確かに時間的に余裕がありませんでしたので、急いだ感じを受けられるかと思いますが、今現在、各新居浜市の事務当局、担当課と別子山村の担当課が協議しておりまして、具体的な事務について調整を行っております。今回も、地方税とか議会とか農業委員会についてはすでに調整方針を出しておりますが、難しい問題、先ほども出ました水力とか消防の問題もありまして、慎重に相手もいることなので協議をしているところです。

他の項目につきましては、各担当課と別子山村と新居浜市の担当者同士が話し合いを進めて、今後4回、5回で各種事務について協議を行います。できるものから提案するということで第4回では各種事務、筒井議員さんがご心配されていた教育の問題ですとか、そういう点について提案をいたしてまいります。難しい問題については若干後半の方になるかと思いますが、それについては十分専門部会、幹事会を通じまして別子山村の方からも意見を出して頂いて十分納得できるものとして協議を進めていきたいと思っております。

事務局としましては、新居浜市と別子山村が合併して良かったなとい

える方向で、そういうことを私どもも常々思っておりますので、別子山村の中に十分納得して頂けるよう協議は重ねて参りたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

事務局長

委員さん（別子山村）から将来の別子山村の方向性がどうなのか。ある程度はっきり見えてこない中での期日の決定に不安が残るとの質問でしたが、私ども新市建設計画と呼んでおりまして、将来の別子山村地域、それと別子山村と新居浜市と合併した、新居浜側の将来の計画を新市計画として、今現在担当レベルで詰めております。目標として15年4月1日と設定を頂きましたなら、15年4月1日に向けて新市建設計画が出来ただけ早い段階で合併協議会にお示しができるように、事務レベルで詰めております。

新居浜市と別子山村の単独事業のみならず、愛媛県にもいろいろご指導を願わなければならない部分もありますので、今後とも協議をさせて頂いた新市計画というものを出来るだけ可能な限り早く示しをしたいと努力しておりますのでご理解頂いたらと思います。

会長

準備会は今年に入ってから始まりましたが、新居浜市として昨年申し入れを頂いて以来、市内での市政懇談会、新居浜市議会での質疑を通じて一番大切な新居浜市と別子山村が一体となって新しい市を作ろうという共通の認識の情勢を時間をかけて昨年やってきたというふうに思っております。

また、私も、新居浜市議員の皆様も、市民の皆様もそうですが、別子山村のこれまでの村政の歴史や今までの取り組み等は十分に尊重したいというふうに、皆さん思っております。また、心配される点につきましてはこれからの具体的な協議の中で方向を示して、それを新居浜市も、別子山村も市民や村民にご説明をして納得をして頂きながら結論を出していきたいと考えております。

今日の期日につきましては、重要な問題でございます。後ほどの協議で議会議員の定数や任期、農業委員会の委員の任期等の取扱いなど目標期日を提示しないと協議できない事項があるので提案をいたしております。しかし、この問題は前回までと違いまして、重要な問題ですので今日、色々なご意見を頂き他の協議事項等の進捗状況を考慮しながら、後日、合併協議会の中で確認をするという手法をとらせて頂きたいと思っております。

ご意見としては、今日の会で色々とおっしゃっていただくことが大変ありがたいと思っております。

委員(新居浜市)

委員さん（別子山村）の方から合併をするのに来年の4月1日の目標設定でメリット、デメリットという観点から、はっきりしないという心

配で具体的に質問されたと思いますが、その中での村有の水力発電所についてですが、別子ならではの水力発電所だと思います。我々もどうなるのかと見守っておりましたが、過日、村で維持することは困難だと、それについて住友共電からコメントが入っていましたが、ピントの外れたコメントだったと思いますね。その話は知っているという域からは出ていなかったと思います。そのような村全体として、別子山村の皆さんがその存在がどうなるのか、今までの長年の生活の中でしみこんでいる水力発電がこのままでは存在しなくなるのでは、という心配をされているのだから、新居浜市側は住友共電と早急に別子の水力発電はどうなっているのか、合併までにはどうするのか、という積極的な取り組み、無理ならばそれはデメリットなのだ、メリットの面からいえばどこが直して、どこが使うのかというような観点から協議を行ってほしいというようなものが委員さん（別子山村）にはあったのではないかと思います。

事務局レベルで検討を加えての問題は、データなり数字で出してもらえば分かることなのです。我々が十分理解出来なかった事に対してどうするのか、という投げかけがあったことに対して、今日の協議会で大事に受け止めて、それではどうするのかと私もお尋ねしたいと思います。

会 長 先ほどの質問にの答えに対して何かありましたら。

委員(別子山村) 今、2、3挙げましたのは、あくまでも参考例で、ちょっとしたことでなかなか認識されていないものがたくさんあると思います。そういったものを一つ一つ拾い出していくと、果たして4月1日にできるのか、4月1日に限られてしまうと、それに束縛されていい加減で終わってしまうようなそんな不安が強いわけです。これだけで認識できていないものがあると思うので、ゆっくりと時間をかけてもらいたいなと思います。

会 長 委員さん（新居浜市）からも具体的なご質問もありまして、水力発電所の問題村民の皆様にとっては消防、救急の問題など大きく懸案事項としてありますが、この件については、和田村長とも話をしておりまして、新居浜市として、また合併協議会として、会長として、村長、別子山村の議員とも、状況は今までお聞きしておりますが、行動をしていきたいと思っております。

消防、救急につきましても他の市町村との関係もありますので、合併協議会の会長として取り組んでいきたいと思っております。

委員(新居浜市) 来年の4月1日を想定されていますね、それが決まらないうちに進まないとお話がありましたが、これは事務的にも作業的にも4月1日を合併の期日と定めて、いろんな問題が解決できると、そのような時間配分

も考えて設定されているのだと思うのですが、今の質問が出たからといって、来年を再来年にするとかそのような短絡的な話では無いでしょう。

会 長 はい。

委員(新居浜市) やりたいという意思がここにあるのでしょうか。
この点をきちっと言ってもらわないと、調査したら時間が足りない、来年の4月1日が難しいとするのか、4月1日実現に向けてあらゆる努力をしてやるというのか。意思をはっきりしてもらいたい。

会 長 期日は来年4月1日を目標と定めてそれに間に合うような協議等、行動をしていくという思いです。
今日、この場では初めて出しましたので、一度継続協議ということにいたしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

委 員 (はいの声)

会 長 それでは協議第9号の合併の期日につきましては、非常に重要な問題でございます、本日の協議会で議会議員の定数及び任期の取扱いや農業委員会の委員の任期等の取扱いなど、目標期日を提示しないと協議できない事項がございますため、提案いたしておりますが、今日のところは、継続協議ということで、他の協議事項等の進捗状況を考慮しながら後日確認をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委 員 (「はい」の声)

会 長 異議ございませんので、協議第9号合併の期日につきましては、継続協議といたします。

次に、協議第10号 地域審議会の設置の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第10号 地域審議会の設置の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の3ページをお開きください。

別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議

会を置く。

ということで提案いたしております。

これについてのご説明を申し上げますが、参考資料の2ページ、地域審議会をご覧ください。

「地域審議会」の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設された制度です。

地域審議会は、

合併関係市町村の協議により

期間を定めて

合併関係市町村の区域であった区域ごとに

設置することができることとされており（法第5条の4第1項）、その任務は、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べることとされています。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めることとされています。

地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については議会の議決が必要であり、協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。

次に地域審議会の具体的な内容についてでございますが、会議資料の4ページをご覧ください。

地域審議会を設置することに関する協議案ということで、

第1条では、目的についての定めでございますが、別子山村の区域を対象とする地域審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的といたしております。

第2条では、地域審議会の名称を新居浜市別子山地域審議会とすると定めております。

第3条は審議会の所掌事項についての定めでございますが、設置区域に係る新市建設計画の変更及び執行状況並びにその他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に答申すること。

また、設置区域に係る建設計画の執行状況及び必要と認める事項に関し、市長に意見を述べることとなっております。

第4条は組織についてでございますが、審議会は7人以内をもって、公共的団体の役員、学識経験者、公募により選任された者をもって組織することについて定めております。

第5条につきましては、任期及び失職についての定めでございますが、任期は2年、委員が設置区域から、つまり別子山区域から、住所を有しなくなった場合は、その職を失うことといたしております。

第6条には会長、副会長について、第7条では会議について、第8条では審議会の意見の聴取について定めております。

第9条には審議会の設置期間を平成15年4月1日から平成25年3月31日までの10年間といたしております。この期間の設定は、新市建設計画の期間の10年間に合わせたものです。

なお、先ほど期日にもございましたように、期日が変われば10年間ということに変更になるかと思えます。

以上です。

会 長 　　ただ今、事務局から協議第10号地域審議会の設置の取扱いについて説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思えます。ございませんでしょうか。

委員(学識経験) 　取扱等の関係で確認させて下さい。
今日、地域審議会の設置をするということを決めるのが提案ということになるのでしょうか。
今の、協議の内容の15年4月1日からという部分は今回の確認の中には入ってこないのですかね。
議会の議決がまた、必要になるのでしょうかね。

会 長 　　設置期間を15年4月1日からというように第9条では書いておりますが、先ほどのが継続協議となりましたので、地域審議会を設置することを確認するのか、全ての日付、設置期間を含めてを今日確認するのかということですね。

委員(学識経験) 　はい

事 務 局 　　地域審議会につきましては、合併特例法で別子山村の意見が通るよう
にという制度でございます。
今回の提案は、審議会を設置するということで、期間につきましてはもし、変われば10年間、期日に合わせた10年間で変更したいと思っております。期日につきましては合併の期日に合わせてということで、趣旨としては10年間ということです。

委員(学識経験) 　はい、結構でございます。
つまり、10年間置くという前提で設置すると、その期間は合併から10年間だということですね。

事 務 局 　　はい

委員(新居浜市)

蒸し返すようですが、

合併の期日を会長の方からは、継続というような言葉ですが、合併するという期日を皆さんに認識して決めなければ、あとの条文設定がいろんなことでそれがいつまでもつきまってくるということになるのではないのでしょうか。

蒸し返して申し訳ないのですが、別子山村さんのほうからご心配して意見がでたのですが、これから事務的な段階、合併に向けての最終的な事務段階として合併の期日を決めなければいけないという重要性ですが、具体的にご理解頂いて、なにがなんでも合併の期日までには全ての事務的な協議を終える、その中で包含しているいろいろな心配事は全てその期間までにやってしまうというぐらいなことではないと、少し引っかかりましたので私見を申し上げているのですが、今後、継続ということで行くのであれば、どうかなと思うのですが。

会 長

基本的な事から申し上げますと、合併協議会の進め方として今回に提案をして、次回の時に確認をするというのを基本に持っております。ただ、1回、2回目と進めてきましたのは、特にご意見のないようなところにつきましてはその回の合併協議会で提案をして確認をするということをしてきて頂いています。

今回も期日を継続協議ということですと期日が決まらないという意味ではなく、基本的には今回提案をさせて頂いて、各議員の中にはその持ち帰って説明をしなくてはいけないということもありますので、その次の会には確認をしたいというのを基本には持っております。

委員(新居浜市)

皆さんのお気持ちが、全部の委員の方が持たれて十分認識した上に立って今からの論議を進めていくということで、この会は認識してもらって進めないといけないと思うのですが。確認という意味は、確認という前提というのはもう、ほとんど理解して十分承知しているということが前提でいかないと、全て今からそのことがつきまってくるわけですよ。今から審議していく中では、ですから、そのような気持ちでということをご理解頂いて進めていくと言うことにしなければ、先ほどの意見のように引っかかってきますからね。心配して申し上げているのです。

会 長

議事の進め方の基本は、提案して、次回の協議会で結論を出していくというのが基本です。ただ、ご意見のないところで問題なければその会で提案、確認をするということもある。ということにしてあります。

ずっと、継続ということではありません。

これを機会に、進め方をもう一度確認をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

委員 (はいの声)

会長 議事を進めます。地域審議会の設置の取扱いについて ご質問ございませんか。

委員(新居浜市) 第3条の(1)新市建設計画というのがありますが、これの計画の作成は合併の期日までに作られるのでしょうか。

事務局 はい。この合併協議会で協議いたしまして、現在事務局で作成中でございます。これには、県の事業、市と村の事業があります。

会長 他にございませんか。

委員 (なしの声)

会長 地域審議会は別子山村の10年間、合併した後意見が反映できるようということが趣旨でございます。この件につきましては、期日は合併の期日に合わせるという前提になりますが、設置につきましては確認させて頂いてよろしいでしょうか。

委員 (はいの声)

会長 ありがとうございます。確認させていただきます。
次に、協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の6ページをお開きください。
1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
2 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
と、いわゆる在任特例と定数特例に2つをあわせて行う提案といたして

おります。

これにつきましては、参考資料の4ページから9ページまで関係資料を掲載いたしております。

まず、4ページ及び5ページには議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて説明を掲載いたしておりますが、これをわかりやすく図にいたしましたものが、6ページ及び7ページでございます。

今回の提案いたしております内容は、資料の7ページ 5の在任特例+定数特例でございます。

協議第11号の1では

別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。

といたしておりますが、

これは、現在、新居浜市が34人、別子山村が8人の議員がおりますが、まず、合併時に合併特例法の第7条第1項第2号の規定の在任特例を適用し、別子山村の議員8人全員が、新居浜市の議会の議員の残任期間、つまり平成15年4月1日から平成15年5月1日まで、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するというものです。

さらに協議第11号の2では

両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

といたしております。合併後の最初に行われる一般選挙においては、別子山村を区域とする1名の選挙区を設けて、平成15年5月2日から平成19年5月1日まで定数の特例として1名増員を行い、新居浜市の議員については、合併前の新居浜市の区域で30人の定数で選挙を行うこととするものです。

参考までに他のパターンについてご説明申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

まず、1の原則(特例措置の適用がなし)の場合についてご説明申し上げます。

現在、新居浜市が34人、別子山村が8人の議員がおりますが、地方自治法では、編入する市町村つまり新居浜市の議員の身分には変動がなく、編入されるつまり別子山村の議員は身分を失うということになります。

その図にもございますように、合併してもそのまま新居浜市の議員34名はそのまま在職し、別子山村の議員8人が失職することとなります。

また、次の一般選挙は、新居浜市では平成13年3月に定数変更が行われ、平成15年1月1日以後の一般選挙は30人の定数で選挙を行うこととなっております。

次に2の定数特例についてご説明申し上げます。

これは地方自治法の原則に対する特例で編入された旧市町村、つまり別子山村区域で1名の選挙区を設けて選挙を行い新居浜市の議員の残任期間つまり平成15年5月1日まで定数を増加させ、次の一般選挙からは原則の30人に戻るといったものです。

これについては、新居浜市の議員の残任期間が1ヶ月と1日のため、選挙を行ってもすぐに任期がきてしまい、今回提案している期日設定では、実質意味がないものとなります。

次に7ページの3の在任特例についてですが、

編入された旧市町村、つまり別子山村の議員は、編入先の市町村の最初の一般選挙までその議員で在任できるということです。

地方自治法の原則では、別子山村の8人の議員は失職するところをこの在任特例により平成15年4月1日から平成15年5月1日まで1ヶ月と1日、在任するというものです。

次に4 定数特例+定数特例についてご説明申し上げます。

合併時の別子山村を区域とする1名の増員選挙を行い、さらに合併後最初の一般選挙により選出される議員の任期相当期間の4年間についても、別子山村区域を対象に定数を1増とするものです。つまり2回定数の特例を行うということです。

これについては、1度目の定数特例については、2の定数特例での説明と同様、新居浜市の議員の残任期間が1ヶ月と1日のため、選挙を行ってもすぐに任期がきてしまい、実質意味がないものとなります。

なお、参考資料8・9ページには議会の議員の特例関係の合併特例法の規定を掲載いたしております。

10ページには市町村議会議員の退職年金に関する特例についての資料を掲載いたしておりますが、今回の提案では、任期の途中で議員の職を失うことはないため、不利益を受けるということはありません。

以上です。

会 長 ただ今、協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて事務局から説明がありましたが、この議案につきましても、合併期日を平成15年4月1日と設定した前提による協議でございますので、確認の評決は、先ほどの期日の確認の評決と同時、あるいはそれ以降となりますが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 それでは先ほど申しあげたような趣旨でこの件につきましても次回以降に確認をして参りたいと思います。

会 長 次に、協議第 1 2 号 農業委員会の任期等に関する取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第 1 2 号 農業委員会の任期等に関する取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の 7 ページをお開きください。

1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。

2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち 2 名は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2 名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては参考資料の 1 3 ページから 1 7 ページに資料を添付いたしております。

説明につきましては、1 5 ページの表でご説明申し上げます。

表中の区分の欄に合併市町村の区域に 1 つの農業委員会を置く場合、
その下に、合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として 2 つ以上の農業委員会を設置する場合、

合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない
2 つ以上の農業委員会を設置する場合

この 3 つの場合分けがございますが、下の 2 つの 1 市町村に 2 以上の農業委員会を置くことができるのは、1 4 ページの備考にございますように市町村の面積が 2 4 , 0 0 0 ha を超える市町村又は市町村の区域内の農地面積が 7 , 0 0 0 ha を超える市町村とされておりまして新居浜市と別子山村をあわせまして、市町村の面積が 2 3,4 2 7 ha, 農地面積で 1 6 7 3 . 1 h a とどちらの要件も満たしておりませんので、1 つの農業委員会しか置けないこととなっております。

このようなことから、合併市町村の区域に 1 つの農業委員会を置く場合の編入合併の欄が該当することになります。

さらにこの中で、原則では編入される合併関係市町村つまり別子山村の委員はすべて失職し、編入する新居浜市の委員は在任することとなっております。

これに対して、今回の提案は、特例措置として扱うもので編入される別子山村の選挙による委員のうち両市村の協議により、40人以内の範囲で定める数の者に限り在任可能ということで、両市村の場合在任する者の数を2名とし、2名の選出方法につきましては、別子山村の選挙による委員の互選により選出することといたしております。

なお、16ページには合併特例法の関係規定を、17ページには農業委員会の調整方針等で新居浜市と別子山村の比較を及び調整方針を記載いたしておりますので参考としてください。

以上です。

会 長 　ただ今、協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて 事務局から説明がありました。この議案につきましても、期日による任期ということがありますので、合併期日の確認の評決の同時、あるいはそれ以降となりますが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 　（なしの声）

会 長 　次回以降に協議、確認して参りたいと思います。
それでは、協議第12号農業委員会の任期等に関する取扱いについても継続協議といたします。
次に、協議第13号 地方税の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　協議第13号 地方税の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の8ページをお開きください。
地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。
と提案いたしております。
これにつきましては参考資料の18ページから25ページに資料を添付いたしております。
まず、18ページをご覧ください。
地方税の取扱いについては合併特例法第10条で、定められておりましたその概要についてご説明申し上げます。
合併関係市町村相互の間で市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併関係市町村の全区域に均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じる場合があります。
このような場合に、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限り

不均一課税を行うことができると合併特例法ではされております。

ただし、18ページの下段の特例の範囲にもございますが、合併特例法の不均一課税の特例は合併の年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものですが、市町村の一体性及び住民の公正を期する観点からも、この特例期間は出来る限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は許されないと解されております。

19ページには、合併特例法の地方税に関する特例についての条文を掲載いたしております。

具体的に新居浜市と別子山村の地方税に関する調整方針について、20ページから25ページに記載しております。

先ほど、申し上げましたように、地方税は、新居浜市の制度に統一するものとするをいたしておりますが、例外として、

20ページの個人市(村)民税の均等割額が新居浜市が2500円、別子山村が2000円と500円の差がございます。

また同じく20ページの法人市(村)民税の税割が新居浜市が14.7%、別子山村が12.3%となっております。この2つの項目につきましては、合併年度に限り、不均一課税とするものです。

以上です。

会 長 ただ今、協議第13号 地方税の取扱いについて事務局から説明が
ありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませ
んでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第13号 地方税の取扱いにつ
いてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声)

会 長 ありがとうございました。確認をさせていただきました。

次に、協議第14号 使用料、手数料等の取扱いについてを議題と
いたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第14号 使用料、手数料等の取扱いについてご説明申し上げま
す。

会議資料の9ページをお開きください。

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
と提案させていただいております。

これにつきましては、参考資料の26ページ使用料、手数料等の取扱いについてをご覧ください。

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議することとなっております。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これらの協議・調整は住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

その下には地方自治法の関係規定を掲載いたしております。

次に、27ページから29ページには別子山村に定めのある使用料の取扱いについての調整方針でございます。

使用料については、当面現行どおりといたしておりますが、例外として目的が同一である公民館と火葬場の使用料につきましては、新居浜市の制度に統一することといたしております。

公民館につきましては、別子山村では村民以外が使用する場合は有料、村民は無料となっておりますが、新居浜市では無料となっておりますことから、新居浜市にあわせて無料とすることとしております。

また、火葬場につきましても使用者等が住民であれば無料と相違はございませんが使用者等が市外の場合、1体につき別子山村が1万円、新居浜市が1万5千円となっておりますが、新居浜市の制度に統一し市外については1万5千円に統一しようとするものです。ただし、別子山村につきましては、市外を適用した事例がごくわずかで特に影響はないとのことでございます。

次に手数料につきましては参考資料の30ページから32ページに手数料の調整方針について記載いたしております。

手数料につきましては、すべて新居浜市の制度に統一することといたしております。国の標準手数料で定められております戸籍の謄本や抄本の交付などは、全国どこでも同じ金額とされておりため、問題はございませんが、印鑑に関する証明をはじめ、新居浜市が300円で別子山村が100円という手数料項目や大型ゴミの収集手数料等につきましても、新居浜市の制度にあわせていただくということで調整いたしております。

また33ページから34ページには別子山村に定めのある道路占用料についての調整方針を記載いたしております。道路占用料とは、道路上の電柱や電話柱など設置する場合の占用料でございます。これにつきましても新居浜市の制度にあわせていただくことといたしております。以上です。

会 長 協議第14号 使用料、手数料等の取扱いについて事務局から説明が
ありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませ
んでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第14号使用料、手数料等の取扱
いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでし
ょうか。

委 員 (はいの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第15号 公共的団体(補助団体)等の取扱いについて
を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第15号 公共的団体(補助団体)等の取扱いについてをご説
明申し上げます。会議資料の10ページをお開きください。

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな
一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合
整備に努めるものとする。

ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配
慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

1 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める
ものとする。

2 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保
つよう調整するものとする。と提案いたしております。

これにつきましては参考資料の35ページ公共的団体(補助団体)等
の取扱いをご覧ください。

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併特例法第16条第8
項で合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を
図るよう努めなければならないとされております。公共的団体の取扱い

方針につきましては、36ページから59ページまで掲載いたしております。

先ほどの提案にもございましたように両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとし、原則的に統合することといたしております。

また、国、県、地域単位の上部団体については、別子山村は脱退し、必要な上部団体には新居浜市として加入することといたしております。両市村独自の団体は、現行どおりといたしますが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものといたしております。

また、これら団体の運営補助金等については、経緯、実情等を考慮しながら予算措置の段階で調整することといたしております。

以上です。

会 長 ただ今、協議第15号 公共的団体（補助団体）等の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第15号 公共的団体（補助団体）等の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 （はいの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

< 休 憩 （10分間） >

会 長 次に、協議第16号 事業費補助金等の取扱いについて、を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第16号 事業費補助金等の取扱いについてご説明申し上げます。事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

- 1 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。
- 2 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼ

すものについては、当面現行どおりとする。

3 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
といたしております。

これにつきましては、参考資料の60ページから72ページに事業費補助金と取扱い調整方針を記載いたしております。

例えば、64ページをお開きください。

ほとんどが新居浜市の制度でございまして、当面現行どおりとするものとなっておりますが、生ゴミ処理機等設置補助や合併浄化槽設置につきましては同種の制度がございまして、これらにつきましては新居浜市の制度に統一しようとするものです。新居浜市にしかない制度につきましては、当面現行どおりです。

ただ、71ページの、別子山村独自の制度なのですが通学バス定期代補助などにつきましては、合併後5年間存続し、以降廃止するといったしております。教育委員会の間で調整し、調整方針をだしております。

また72ページの小中学校送別遠足補助につきましては、市内の均衡上、合併時に廃止とさせていただいております。

以上です。

会 長 協議第16号 事業費補助金等の取扱いについて事務局から説明がありましたこれにつきましては、両市村の事務局、役所の方で協議をし提案をしております。これにつきまして、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第16号 事業費補助金等の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

会 長 次に協議第17号 消防団の取扱いについて、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第17号 消防団の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の12ページをお開きください。

消防団の取扱いについては

1 合併時に新居浜市に統合するものとする。

2 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

3 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

といたしております。

これにつきましては、参考資料の74ページから75ページに消防団の調整方針が記載されております。

まず、74ページをお開きください。

組織として新居浜市は消防団長1名 副団長3名 16分団実人員712名でございます。これに対し、別子山村は消防団長1名 副団長1名 その下に3分団で45名がという組織体制になっておりますが、合併時に新居浜市に統合することとなっております。

その他、年報酬、費用弁償、被服につきましても新居浜市の制度に統一するものでございます。

公務災害補償及び退職報奨金につきましては、加入先が双方とも消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、問題がなく新居浜市の制度に統合することとなっております。

また、定数等の見直しにつきましては、新市の消防計画に基づき、全市的に見直しを行うことといたしております。

以上です。

会 長 協議第17号 消防団の取扱いについて事務局から説明がありました
が、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第17号 消防団の取扱いにつ
いて、につきましては本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

会 長 次に、協議第18号 慣行の取扱いについて、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第18号 慣行の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の13ページをお開きください。

慣行の取扱いについては

- 1 市章
新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等
名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 市民憲章等
新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌
新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹
新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の76ページから77ページに慣行の調整方針が記載されております。

まず、77ページをお開きください。

慣行につきましては調整方針を記載いたしておりますが、

まず、市章につきましては、新居浜市の市章を用いることで調整いたしております。

次に、名誉市民制度や表彰制度でございますが、別子山村にも表彰条例がございますが、新居浜市の制度に統一することといたしております。

次に市民憲章についてでございますが、新居浜市には市民憲章と高齢者憲章そしてごらんの平和都市宣言他7つの都市宣言がございます。

この中で同種のものとして別子山村の人権尊重の村宣言と新居浜市の人権宣言都市宣言がございますが趣旨も一致しておりますことから、新居浜市の制度に統一することといたしております。その他の憲章や都市宣言は新居浜市のみにある制度ですので現行どおりということでございます。ただし、市民憲章につきましては、新居浜市のほうで今年度見直しの予定です。

次に、市の歌につきましては、新居浜市にしかございませんので現行どおり新居浜市の歌を用いることといたしております。

次に、市の花、市の木につきましても、新居浜市は花がつつじ木がくすと定められておりますが、これに対し、別子山村は花がシャクナゲ木がゴヨウマツとされておりますが、別子山村には条例等の定めはございません。このようなことから、市の花、市の木につきましては新居浜市の花、木を用いることといたしております。

以上です。

会 長

協議第18号 慣行の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委員 (なしの声)

会長 特にご異議もないようですので協議第18号 慣行の取扱いについて
につきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 (はいの声)

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

以上で今日の協議事項は終わらせて頂きます。なにか他にご意見等
ございませんか。

委員(別子山村) 次回の会で、来年の4月1日期日決定になるような話だったんですが、
それに際しましては次回協議の段階での別子山村住民が安心できるよ
うな新市計画、別子山村の方向性がこうなります。といったものを提示し
て頂ければ大変助かるのですが。よろしくお願ひいたします。

会長 新市計画としてそのあたりまでにまとめられますか。

事務局長 現在、予定が7月の協議会になると思います。事前に県との協議も考
えておりますので、6月21日の協議までというのは難しいです。

会長 他にご意見等がなければ、会議次第その他の次回会議の開催日時に
ついてを議題といたします。
事務局説明をお願いいたします。

事務局 次回、第4回の協議会は6月21日(金)13時から新居浜市庁
舎6階議員全員協議会室で開催いたしたいと思ひます。

次回協議会では、調整のつきました協定項目について提案いたし
たいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

準備ができ次第、委員さんに事前に会議資料及び参考資料をお届け
いたしたいと考えております。

以上です。

会長 はい、ただいま説明がありましたが、次回会議の開催日時につ
きましては、6月21日(金)13時から新居浜市庁舎、6階議員全
員協議会室ということですが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員 (はいの声)

会 長

ありがとうございました。確認をさせていただきました。
それでは、次回は6月21日（金）13時から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということで、委員の皆様は、たいへんお忙しいとは存じますが、よろしくをお願いします。

それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。
皆さん、長時間にわたって大変ご苦勞様でございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員